

第7期第3回横浜市子ども・子育て会議（総会） 会議録	
日 時	令和7年3月28日（金）午後6時から午後7時53分まで
開催場所	横浜市庁舎18階みなと1・2・3会議室（ハイブリッド会議）
出席 者	大日向雅美委員長、明石要一副委員長、石井章仁委員、上岡朋子委員、金井宏之委員、上澤智子委員、倉根美帆委員、柴田康光委員、清水純也委員、田中 健委員、津富 宏委員、丹羽由貴委員、萩原建次郎委員、辺見伸一委員、三浦尚美委員、水谷隆史委員
欠席 者	青山鉄兵委員、大庭良治委員、堀 聰子委員、松井陽子委員
開催形態	公開（傍聴者1人）
議 題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について (2) 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について (3) 横浜市社会的養育推進計画の策定について (4) こども誰でも通園制度について (5) こどもの意見を聞く取組について (6) 令和7年度こども青少年局予算概要 (7) その他</p>
決定事項等	
1 報告事項	
(1) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について 事務局より資料に基づき報告	
(2) 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について 事務局より資料に基づき報告	
(3) 横浜市社会的養護推進計画の策定について 事務局より資料に基づき報告	
○大日向委員長 妊娠を届けた全ての妊婦さんに個別面接をすると4のところでお書きになつていらっしゃいますけれども、母子手帳を渡すときに面接をされるのでしょうか。どなたが、どのくらいの時間かけて面接をする予定でいらっしゃるのでしょうか。	
○事務局 区役所のこども家庭支援課で母子健康手帳を交付しているのですが、いらっしゃった妊婦さんに対しては、基本的に母子保健コーディネーターや、助産師が母子健康手帳交付時に面接をしまして、今の身体の状況や家族状況、ご不安の状況についてしっかりとお聞きしながら面接を行っている状況です。	
○大日向委員長 面接という言葉を使っていらっしゃるので、何かとても硬い印象を受けたので。やはり面接という言葉でしょうか。個別面談や、そういう言葉はどうかと思ったところですが、ご検討いただければと思います。	
○丹羽委員 4の次の5のところ、代替養育を必要とするこども数の見込みのところでお伺いしたいですが、全国平均と比較すると横浜市が20日程度多くなっているという記載があり、20日というのはすごいインパクトがあると自分の中では思ったのですが、背景などは調査されているのでしょうか。もし分かれば補足で教えていただきたいです。	

○事務局 代替養育が20日ぐらい多いということですが、一時保護所で平均50日程度入所しているという形で、全国平均からしても20日程度受け入れる期間が長いということで、そういう数字になっております。

○丹羽委員 横浜市ならではの理由といいますか、ほかの市町村に比べてこういう規制があるから長いというわけでもなく、その事実の背景というのは何か分かりますか。

○事務局 大都市に共通しているところがあるかと思いますが、1つには出口の問題がございます。特に代替的養護を必要とするお子さんについて、児童養護施設や、里親など、受入先の確保ということが重要となります。特に大都市、横浜市もそうですが、児童養護施設の入所枠が足りなくなっています。というようなところもございます。

もう一つは、やはり一時保護しているお子さんについて、非常に丁寧に支援を行っておりまして、家庭に戻すとき、地域に戻すときなど、関係機関等とカンファレンス等のことを丁寧に行っており、そういうところも含めまして一時保護期間が長期化しているという傾向がございます。

○丹羽委員 今後その潜在需要を含めるというところですが、受入先確保というところも検討していただきたいことと、丁寧なご支援というのがよく分かりましたが、その丁寧な支援がふさわしいのかどうかも定期的な見直しをしてほしいと思いました。

○金井委員 社会的養育推進計画は、市民からするとすごく遠い世界の話で、一時保護や里親と聞くと、市民からしたら関わり方がわからないという部分が大きく、これはもう専門領域の話と捉えがちだと思いますが、今回の計画の策定のプロセスで、一市民として関与できる部分や、プロセスの中でどのように市民の意見を反映するかというようなところが聞けると、結果的には代替養育で里親推進のようなことを考えると、地域や市民の理解というのが大事かなと思っていますので、市民や地域の巻き込み方についてどのように考えているかを教えていただければと思います。

○事務局 社会的養護という言葉を使うと、すごく狭い対象のお子さんや家庭ということになってしまいますが、今回は社会的養育ということで、対象は全てのこどもということで、家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているこども、また、胎児期から自立までが対象ということで、本当に幅広いお子さんが対象となります。

そうなると、やはり広く市民の方も巻き込んで支援していくということが大切になりますし、アーリーヘルプということで予防的な関わり、本当に身近な機関や地域で関わっていて予防していく、そういうところから関わっていくことがすごく大切になります。そのために里親さんを増やしていくということで周知をきちんと広くやっていくことも大切ですし、その周りの地域の方の支援もすごく大切ですので、そういうところもしっかりと取り組んでいかなければいけないと考えています。

○金井委員 今回の計画のプロセスの中でそういう市民の意見はどのぐらい反映されたのですか。

○事務局 市民意見募集を実施しております。12月16日から年明け1月5日まで市民意見募集を行いまして、いただいた意見の総数としては41通、91件のご意見をいただきました。やはり計画の名前からして少し意見を出しにくいというもあったということで、いただいたご意見を見ますと、社会的養護関係者からのご意見が多かったように思います。ただ、やはり大切だというような感想もいたしたり、社会的養育と社会的養護の定義についてしっかりと載せるべき、要保護児童対策地域協議会との連携を強化すべき、そういうところを盛り込むべきなどのご意見もいただきました。

また、こどもからのヒアリングも行いまして、主に施設に入所しているお子さんからヒアリングとなりましたが、ヒアリングで出た意見を紹介しますと、施設以外の場所で愚痴を言うことができ

るけれども、本当に世界が限られている、小さいお子さんはそういう意見を言える環境づくりが大切だというようなご意見だったり、そういった意見も盛り込んでいます。皆様のご意見を聞きながら計画に盛り込んでいた経過がございます。

○金井委員 やはり社会的養育という言葉が多分世間に全然なじんでいないというのがあるので、どういう考え方を持って進めていきたいかなどが分かるといいなと思いましたし、それに関連して、それこそ意見表明等支援なども充実するだろうなと思ったので、市民への普及啓発みたいな部分も取り組んでもらえたらと思いました。

○津富委員 児童福祉法が変わって、年齢条件が上へ突破されたというか、繋がっていくような感じになったので、この事業は単にこどもだけではなく、こども・若者を対象にしているということはメッセージとして伝わるといいなと思うのが1点目です。

2点目は、かなり個人的な意見かもしれません、子どもの権利=意見表明のようになっていて、それはもちろん大事ですが、いわゆる守られる権利であるとか、育てていただく権利、要はケアとかウェルビーイングの側面がとても大事だと思いますので、これまで十分考えられてきたと思いますが、様々な社会的養育、選択肢が増えしていく中で、どの環境下においても、例えば里親ですね。こどもたちが守られるように、例えば十分なケアが行き届いているか、十分にこどもがウェルビーイングを感じているか、享受しているかということを、簡単にチェックできるような仕組みがあったほうがよいのではないか。問題が起きからではなく、ちゃんとしたものが食べられるか、服がちゃんと着れているかなど、貧困実態調査に似ているかもしれません、ケアやウェルビーイングについてはきちんと定期的にモニタリングできるような仕組みがあったほうがいいなと思います。それがやはり子どもの権利と擁護の基本ではないかなと思っているのが2点目です。

3点目は、自立支援拠点事業ということができて、児童育成支援拠点事業もそうですが、今度展開されていくわけですが、実際には非常に多くの潜在ニーズがあるということを、事業として立てた場合、横浜市も、まだカウントすることは難しいと思いますが、実はこの事業はどのくらいのボリュームのニーズ感があると考えているのか。本当に真剣にやっていくと、実は何十倍も支援拠点が必要といった話になるのではないかと思うのですが、そういった部分を教えていただきたいです。特に3点目だけでも教えていただければと思います。

○事務局 事業者の規模が複数必要ではないかということでしょうか。

○津富委員 恐らくそういう事業を厚労省が始めてしまったのではないかと思っています。横浜市ができるいないということではなく、潜在ボリュームを見積もっているか、見積もっていたらどのくらいと考えているか。要するに虐待の暗数です。そういったものをどのくらいと見ているかということです。

○事務局 この事業でということではありませんが、今回、自立支援拠点事業ということで対象者が広がったということで、この事業としては、今までのいわゆるアフターケアだけではなく、より広い方々にお声をかけていけるように、ほかの活動をしている民間団体や、若者や困難女性などの事業などうまくつながれるようにということも模索しています。まだこれから検討しながら進めなければと思っております。

○津富委員 そのうちニーズ調査とかができたらいいなと思いお伺いしました。

○上澤委員 意見のような形になってしまいますが、娘は今、高校生ですが、小学生のときは横浜市内の小学校の個別支援学級に通っておりました。そのときに、友人で里親さんのご家庭という子がいらっしゃいました。このお子さんの幼児期の経験などから、生きづらさを抱えていらっしゃるということ

もあると思いますが、それが生まれながらの発達障害や自閉症による特性の可能性もありますので、ぜひそういった視点でもそのお子さんの行動などを見ていきたいと思います。

(4) こども誰でも通園制度について

事務局より資料に基づき報告

○丹羽委員 説明の冒頭に、目的としては育児するお母さん、お父さんの孤独感とか不安感を解消するとありました。しかし、この目的に対して保育園に預けることがこの解消につながるのかという疑問が、実際にこどもを育てていて思います。

お試しのところで、地域子育て支援拠点での預かりもやっているということがあったので、そこは地域子育て支援拠点を利用するハードルを下げる意味もあり、非常に効果的と思いましたので、この地域子育て支援拠点での預かりは、ぜひ議論を進めてほしいと思いました。

1点質問ですが、4月から保育園に預けるのですが、保育園すらも1次募集で落ちてしまい、2次募集で、希望園ではないにしても受かったという状況で、私の居住エリアは保育園に入れることが難しかったですが、こども誰でも通園制度により、復帰を控えている親のこどもの枠がなくなってしまうのではないかという心配があります。

○事務局 誰でも通園制度の枠の設定は、今回の試行的事業や今後も含めた考えとして、基本的には、例えば定員枠に空きがあるような園や、定員外での対応などを中心にと思っております。今、丹羽委員がおっしゃったように、今も課題になっています1歳、2歳は待機児童、保留児童の枠としては必要ですので、そういう枠を使って誰でも通園制度を広げるというよりは、今の空き枠や、定員に余裕がある園で、この制度の拡充は進めていきたいと考えています。

○丹羽委員 地域によって空きがある園に、ばらつきがあると思うので、そういう部分を利用していただけたらすごくいいと思いました。

あとは、1歳、2歳ですが、0歳児の4月に復帰したくなくても、そこで入らないともう入れられないからという理由で、4か月、5か月など早い段階で預けている人が今でもすごく多い印象なので、改善していくべきだと思います。

○上澤委員 試行的事業の幼稚園の数が4ということで多いと思っているのですが、26名ということで、幼稚園だと、今回お預かりする対象者が0歳6か月から満3歳未満ということで、幼稚園にいるこどもたちの年齢と通園制度を使ってくるこどもたちの年齢の対象が離れていると思うのですが、どのような形で幼稚園ではお預かりしているのかお聞きしたいです。

○事務局 本日の資料の中ではご説明が不足していましたが、誰でも通園制度自体の対象者は、0歳6か月から満3歳未満という形になっております。今回の試行的事業の幼稚園や、幼稚園型認定こども園では2歳以上のお子さんだけを利用可能な年齢として実施しているところです。制度としては、それぞれの施設で、お子さんの年齢や受け入れ定員を決めることはできますが、我々としては試行的事業と今後も含めて考えている中では、それぞれの施設が今、受け入れを行っている年齢のお子さんに合わせた形で誰でも通園制度をやっていただきたいと考えていますので、通常幼稚園であれば3歳のお子さんから、場合によっては2歳のお子さんについてはプレ保育、場合によって一時預かりなどをやっている施設がありますので、そこからの年齢を中心にして考えています。

例えば幼稚園に、いきなり0歳6か月のお子さんから預けられるかというと、やはり設備面での対応や、必要な基準もありますので、それぞれの施設に応じた今の状況の中で、年齢の部分、あとは利用定員の部分については相談させていただきながら設定している状況でございます。

○石井委員 先日の保育・教育部会でもこの話題が出まして、そのときにこども誰でも通園制度と一時預かりの違いがあるとの意見があり、こども誰でも通園制度は、真っ先にこどもが家庭と異なる経験をするというのが第一義的に出されているので、基本的に一時預かりと利用のされ方も、目的も、質も違ってくるということで、なご意見が出たところです。

試行事業について質問ですが、始まる前は、保育園の慣らし保育、事前の面談や慣らし保育のような丁寧な助走がつかないので、親子の分離不安がすごく強くなるのではないかといった懸念や、今回の試行事業で、専用の一時預かり室を備えていない預かりの形態が多かったように報告を受けましたが、現場の戸惑いなどはどうだったのかということを教えていただきたいです。

○事務局 試行的事業の中のいろんな施設種別の方が、それぞれの今の園の運営の中で様々な工夫をされ、お子さんの通園を行っていただきました。先ほどの質問の中にもありました分離の不安というものは、最初の頃に、いきなりお子さんだけになってしまふと、通っている時間ずっと泣きつ放しということも確かに聞いています。

こども誰でも通園制度では、国の定め中では親子通園という形も認められていますので、いきなり分離という形を取らなくても、お子さんが慣れていく状況の中で徐々に離れてくということも制度的には柔軟に対応できますし、必ずしも親御さんがお子さんを通園させた後に、そこに残ってはいけないという制度でもありません。1回2時間程度の利用では、何か用事があるわけではない場合などでは、施設の中で少しお休みをされて、また時間がたつたらお子さんと一緒に帰ったというような利用の仕方もあったところです。

また、専用室の有無によって、やり方を非常に工夫されていた施設もあります。専用室がありますと、誰でも通園制度のお子さんだけで同じ時間を過ごす。3人ぐらいのお子さんの中で過ごすということも可能でしたが、もともといろお子さんと一緒にいる時間、例えば午前の10時から12時を過ごすとなると、週1回、定期的とはいひつつも、また新しい顔ぶれが来るという中では、園のほうも、そのお子さんが入ったときに、保育の流れの中で、どうやってなじんで入っていくかというところをいろいろと工夫しながらやっていました。それぞれの園の運営の中で工夫されていましたので、完全に切り離せるところはそういった中の工夫もありますし、在園児と一緒にみるという中では、その流れの中で、どういった形で合流するのがいいかというのを試行錯誤していたというような状況がございました。

○上岡委員 こども誰でも通園制度について、今後決めていく内容かと思いますが、保育園の一時預かりというのは一般的に知られていて、一時保育を利用したい人はまず保育園に行くと思いますが、こども誰でも通園制度がもう少し本格的に始まったときに、その差違というのは分かりづらいと思います。横浜市の場合は親と子のつどいの広場などで、現在も三、四時間といった時間の預かりをしているところがたくさんありますが、それが全然知られていない状況があると感じます。預かりについて聞かれたときに、ほとんどの人が知らない、親と子のつどいの広場を普段よく利用しているのに思いつかなかつた人もいますので、預ける側としては分けて考えているわけではないので、預けることができる場所について、文言で書かれても全然頭に入らないので、イラストつきや、分かりやすい伝え方で伝えていく必要があると感じました。

○事務局 試行的事業では、施設周辺を中心にこの事業についても周知してきたところです。令和7年度は施設数を増やしますし、令和8年度には本格実施という意味では、広くこの事業の意義や、一時預かりとの違いも利用者の皆様、実施いただく事業者の皆様にもご理解をしていただけるよう、チラシや広報を工夫しながら今いただいたご意見も含め、進めていきたいと思います。

○大日向委員長 今、委員がおっしゃったように、誰でも通園と一時保育、その違いが分かりにくいということは確かにそうですが、非常にシンプルに言うと、誰でも通園制度というのは子どものための制度です。子どもが家庭以外の保育の場である集団保育など、家庭以外の人、場と触れ合うことによって、0歳から3歳までの成長を促す、ここにポイントがあります。一方、一時保育というのは、シンプルに言うと親のための支援。親が保育所等に預けることがなかなかできない、あるいは保育所等では十分足りないときに、リフレッシュや、冠婚葬祭、病気以外のときでも預ける制度、これが一時保育です。その違いから、国が今、子ども誰でも通園制度というのを、子どもに主眼を置いた制度として、これまでの一時保育と差違をつけてスタートさせたということだと思います。

ただ、今ご説明があったように、試行的にどこでやるかということも含めると、その違いがなかなか明確に分からぬことも出てくるかと思いますが、根本はその違いがあるということをご理解いただければと思います。

○事務局 委員長がおっしゃっていただいたような点が、この事業がこれまでの一時預かりとは違う大きな点になりますので、我々としてもその点をしっかりと、この制度を広げる意味では伝えていかなければいけないと思っております。

○水谷委員 子ども誰でも通園制度について1点確認と、1点相談です。0歳6か月から満3歳未満のお子様は、別に居住地とか親御さんの勤め先とか全然関係なく、日本国のどこから来ても申し込めばできるもの。逆に言うと、横浜の人も里帰りなんかをしたときに、全国で使えるようになるという制度であつてあるか確認が1個です。

また、こういった事業、今回、例えば14施設が、定員数もできまして、多分受入れ側としては定員が来ることに対して、そのスタッフを充足させたり準備をすると思いますが、私が、病児保育のほうでいろいろ勉強させていただいていて、やはりこういった利用は、お子さんのいろんな理由、お母様のいろんな理由で、キャンセルだったり、様々な理由で予定をしているのにお見えにならなかつたり、いろんな事情があつて予約の取り方が難しいなど、様々なことが病児保育では問題になつていて、運営側も結構ストレスがかかってくると思いますので、次年度、試行で進めていかれると思いますが、そちらの経験も踏まえた上で、実施する施設が、それなりの数が手挙げして利用しやすいようになるように、逆に施設も手挙げしづらくならないような感じでやっていただくように努力していただければと思います。

○事務局 0歳6か月から満3歳未満のお子さんであれば、令和8年度の制度化、給付制度化になったときには、全国どの自治体でもこの事業をやることになりますので、例えば横浜市民のお子さんが近隣の都市の施設を利用するこども可能ですし、里帰りされた先の自治体の施設をご利用することも可能となっております。そのために、国では総合支援システムというものを、誰でも通園制度のシステムとして使っていきますので、システムの中で利用の申込みや、月10時間という枠の範囲の中で収まっているかといった時間管理、自治体の施設側との予約の管理や利用状況の確認といったものができるように予定されていますので、委員がおっしゃっていたような利用形態は実際に可能と考えております。

また、受入れ側のスタッフの確保、キャンセルというところは、今回の試行的事業でも、事前のキャンセル、当日キャンセルを含めて一定程度そういった状況がございました。キャンセルにつきましても、国の方で、一定程度キャンセルポリシーを設けることによって、実際に利用がなかつた場合でも、自治体側からの施設への給付というのは可能という柔軟な対応が定められておりますので、できるだけ我々も施設側が新たなスタッフの確保、安定的な運営を今後していただくために

は、そういう負担や苦労がないような形での制度設計は引き続き検討してまいりたいと思っております。

(5) こどもの意見を聞く取組について

事務局より資料に基づき報告

○金井委員 こどもの声を聞くという取組は、すごく大事なのでこのまま進めてもらいたいということと、一方で、ヒアリングやアンケートで聞いた意見を、どう子どもにフィードバックするかというのはすごく大切なことだと思います。聞かれっ放し、言いつ放しで終わるのではなく、自分の意見がどうなったとか、それがちゃんとかなえられたというような経験が積み重なることによって、こどもたちもどんどん意見を発していくと思うので、フィードバックに関する取組はどのように考えられるかというのを聞けるとありがたいです。

○事務局 それぞれの取組によって違うと思いますが、例えばわくわくプランの関係でいけば、パブリックコメントでいただいた意見を計画のやさしい版に載せることで、聞いた意見が計画に反映されているということをお示しするようなフィードバックの仕方をしております。

また、いただいた意見一つ一つに回答し、公表するということも行っていますが、課題を感じていることは、こどもにとっての時間的な感覚と我々の計画策定のスケジュール感は、恐らくずれがあると思います。例えば調査をしても、我々としては何か月もたって公表という通常の流れではありますが、こどもにとってはもっと速いスピードで返ってくるというふうに感じるかと思いますので、状況に応じて、できる範囲でできることからということにはなりますが、こどもの思いを裏切らないようなフィードバックの仕方も引き続き努めていきたいと思います。

○丹羽委員 広報で動画を作成されるというお話をあったと思いますが、どういう内容の動画で、どういう媒体、頻度で配信されようとしているのかを伺いたいです。その理由として、どれだけ広報、アピールするかというのがキーになりそうと思ったからです。

○事務局 広報の動画、ユーチューブでの配信を予定しております。具体的には、こどもたちに対しては、自分の意見を言える環境があるということをお伝えするもの、大人向けにも別でつくろうと考えおり、そちらはこどもの意見を大切にするという機運を醸成していくような動画作成を予定しております。作成した動画ですが、鉄道関係、バス関係などでも配信を予定しておりまして、11月が秋のことでもまんなか月間に設定をされておりますので、そのタイミングで集中的な周知を行っていきたいと考えております。

○丹羽委員 横浜市のユーチューブチャンネルは4.5万人の登録者数なので、あまりこれに効果を感じられないで、小学校とか中学校とか、学校の道徳の授業とかを巻き込んでできたらもっと広がると思いました。

○石井委員 大事な取組だと思いますが、意見表明ができる人、こどもだけの取組になってほしくないとひとつ思うところがありまして、例えば言葉を持たない、言葉を発することができないようなハンディキャップを持っている人や、外国籍の人、保育園などで考えると、四、五歳は意見を発することができますが0歳、1歳、2歳ぐらいの小さなこどもの意見表明みたいなことも、やっていくぞという試みをいただけるとありがたいと感じました。

○事務局 意見をなかなか言いにくい立場のこどもたちの意見表明というところは、ご指摘のとおりだと思っています。今できるところから取り組んでいるというところがございまして、わくわくプランの中にもそういう点が課題であり、この計画期間の中でも意見を聞かれにくいこどもたちにどうい

った対応ができるかをしっかりと考えていくことを施策の目標・方向性に書かせていただいております。こういうふうにやっていくというものがあるわけではありませんが、子ども・子育て会議でのご意見等を踏まえながら、どういった形でやっていけるのか、よりよいものにしていけるのか、検討できればと思います。

○事務局 乳幼児のお子さんの意見表明というか、声を聴く、思いを聴くというところの部分でいうと、まさに今回のわくわくプランの策定の中で、施策3の指標として掲げさせていただいたところになります。まず、保育・教育施設で過ごすお子さんについては、親御さんの次に身近な存在である保育者の皆さん方がしっかりとこどもたちの思いに寄り添って保育をすることで、そこで得られた安心感から自分の意見を表明すること、思いを受け止めもらえることから、意見を言えるという関係をつくるしていくというところの部分からしっかりと提供していきたいと思っています。

また、会議の中でもご意見いただきましたが、5歳のお子さん、幼児のお子さんであれば、言葉で発する年齢のお子さんもいらっしゃるというところにもご意見を賜っています。今回、試しに保育園を訪問させていただいて、お子さんの思いをどのように聞いていけるか少しチャレンジもしていますので、引き続きこちらの会議等々でも、各種施設で取り組んだものについて報告をさせていただきながら、できるところからチャレンジしていきたいと思っています。

○津富委員 情報提供ですが、この前、大阪府高槻市のNPO法人の取組を見てきましたが、中学校と連携して、中学生にひとりぼっちはいない町をつくるという探究の授業ですが、単に授業で終わるのではなく、最終アウトプットとして映像作品をつくったり、最後は市長も招いて大きな会場で発表をして施策化していくということをやっておられて、幾つかの意見があった中で、自分たちの居場所がほしいという意見があって、実際施策化されて、こどもたちが集まる居場所ができたという事例があって、この意見を聞くというところで終わらないで、少なくともアウトプットを出すところまで設計して、最後は大人が決めるのかもしれません、プロセスに関わる、何かを一緒につくっていく、あるいは今回の場合は中学生が主体になってつくっていくというプロセス設計をきちんとされると、とても活きると思います。

これは、先ほどご意見があった最後どうなったかを知らせるということとも近い関係ですが、單発ではなく、一連の流れで設計されているよい事例と思って情報提供させていただきました。

○大日向委員長 私から2つほど申し上げたいんですが、1つはこどもの声を聴く、意見を聴くというのはとても大事なことだと思いますが、意見というのは必ずしも言葉で発するものだけではないということで、昨今の保育の世界では、乳児、幼児の泣く、だだをこねるなど、あれも全て意見として耳を傾けるという、そういう大切さも検討されております。

もう一つ、こどもの意見反映の取組事例集のほうですが、今回担当していらっしゃる職員の方々が、お顔出してくださっているというところは、すごく新しい事例集だし、こどもたちにとってもこういう方がこの横浜市では担当してくれているんだという顔の見える事例集を作ってくださいたることは、大変新しいし、すばらしいと思いましたので、感想だけ申し上げたいと思います。

(6) 令和7年度こども青少年局予算概要

事務局より資料に基づき報告

○田中委員 17番、社会的養育の推進のところで2件、意見があります。

2の養育支援の充実で、横浜型児童家庭支援センターに傍線が引いてあります。区役所・児童相談所から要請を受けて指導支援を新たに行いますということで、反対をするわけではないのです

が、民間の横浜型児童家庭支援センターが公の機関の要請を受けてということにはなるので、民間のよさというのが保護者等からすると少し違った意味合いを持たれたりする可能性もあるので、やる以上どういうふうに考えて要請をするというのがないと、民間のよさというのがどんどん失われてしまうという危険性もあるので、児童家庭支援センターの方たちと、区役所や児童相談所と行政の方がきちんと話をした方が良いと思います。今までは民間として行政の下請ではないという位置づけで支援をしてきたところが、性格が変わる側面があるので、その点をしっかり議論されてから、どういうふうにしていくか考えないといけないと思いました。

○事務局 指導促進事業ということで、7年度からモデル実施させていただくに当たり、区役所と児童相談所と児童家庭支援センターと協議しながら進めているところです。ご意見いただいたように、民間のよさというところはおっしゃるとおりだと思います。そういったところはきちんと趣旨も伝わるようにして、しっかり三者で検討・調整し、趣旨も伝えられるような、そういった事業でモデル実施から本格実施に向けて進めてまいりたいと思います。

○石井委員 保育・教育部会ではたびたび出る意見ですが、今期も、新規の整備費の補助として27億円近いお金が計上されて、それ自体は好ましいことなのかもしれません、数が増え過ぎているという現状、場所により定員の空きが出ているというような状況、最近駅近の物件にすごく偏りがあるので、園庭の広さや十分に子どもの遊びが充実するような環境が取れていない新規園もかなり多くなっているわけです。そろそろ量より質かという流れになってきた中で、どこにどのように、どんな形の園を増やしていくのか、あるいは増やしていく必要が本当にあるのかどうかというのは、精査をしながら、本当に慎重に進めていっていただければと思っております。

とはいえたニーズがあるというのは一方ではあるところだと思いますが、園庭代替地が全部同じ公園だったり、全部同じ広場だったりといった状況がたまに見受けられたり、本当にこのビルの中で保育をされることが子どもにとって有意義なんだろうかといったところの疑問を持つような場所での開設されるところもあると思いますので、子どもがどういうところで育つのかという、場の質のような部分にも目を向けていただけるとありがたいなと思います。

○事務局 石井委員からもお話がありましたとおり、部会のほうでもそのような議論がなされております。ただ、一方で、先ほどの子ども誰でも通園制度の中でもご意見としてありました、地域ではまだまだ1・2歳児の入所がすごく難しいというところもありますので、私どもとしては必要な場所には整備が必要だと考えております。また、予算につきましては、多額の予算が使われているもの一つとして、既存施設の建て替えや認定こども園化に係る経費というところが多額にかかっています。それは、今ある施設が引き続き園として継続していただくための費用として私どもも計上しているというものですございます。

ただ、石井委員のおっしゃるとおり、今後の整備に当たってはやはり質という観点も重要だと考えてございますので、新規の制定に当たっての基準等々については今後も検討していきたいというふうに考えてございます。

(7) その他

事務局より資料に基づき報告

資料	資料1 第7期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿 資料2 第7期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱 資料4-1 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について 資料4-2 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について（概要版） 資料4-3 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について（やさしい概要版） 資料5 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について 資料6 横浜市社会的養育推進計画の策定について 資料7 こども誰でも通園制度について 資料8 子どもの意見を聴く取組について 資料9 令和7年度こども青少年局予算概要 資料10 子育て応援アプリ「パマトコ」新たなコンテンツ追加！【記者発表資料】
特記事項	なし